

## 令和2年度に実施する検証等の手続に関する基本的な考え方

### 1 策定の目的

茅ヶ崎市自治基本条例は、茅ヶ崎市における自治を推進する上での基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市長の責務、市政運営の基本原則等、自治を推進するために必要な仕組みを定めたものです。

この条例の第30条には、市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要な措置を講ずることを規定しています。

平成21年の制定から現在までの検証等の経過を踏まえ、「令和2年度に実施する検証等の手続に関する基本的な考え方」を策定します。

#### 【茅ヶ崎市自治基本条例第30条】

##### 第9章 条例の検証等

第30条 市は、4年を超えない期間ごとに、この条例の施行状況及びこの条例の規定が茅ヶ崎市における自治の推進に適合したものであるかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の改正その他の適切な措置を講じなければならない。

2 市は、前項の規定による検証をするときは、学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

3 市は、第1項の規定による検証の内容及び当該検証の内容に基づき講じようとする措置（措置を講じようとしなときは、その旨。以下同じ。）を公表し、市民の意見を聴かななければならない。

4 市長は、第1項の規定による検証の内容、当該検証の内容に基づき講じようとする措置（前項の規定により聴いた意見により講じようとする措置を修正したときは、当該修正した措置）及び前項の規定により聴いた意見を議会に報告しなければならない。

5 市は、第1項の規定による検証の内容に基づき講ずる措置（措置を講じないときは、その旨）及び第3項の規定により聴いた意見を公表しなければならない。

### 2 茅ヶ崎市自治基本条例のこれまでの検証等の経過

茅ヶ崎市自治基本条例（以下「条例」という。）制定後の取組から検証等の経過及び検証結果は、次のとおりです。

#### (1) 条例制定時の取組

この条例は、1でも述べたように自治を推進する上での基本理念や市政運営の基本原則等に基づき必要となる仕組みを定めたもので、これらを具体的に運用していくために整備すべき項目を列記し、その取組内容やスケジュール等を明らかにした「茅ヶ崎市自治基本条例施行に伴うアクション・プラン」を策定しました。

#### (2) 平成24年度の検証（第1回目）

この条例の附則には、最初の検証は3年以内に行う旨が規定されています。

これは、条例ができて間もないことから、条例に規定した事項が運用と照らし合わせて適切

か否かを早期に点検するためです。

第1回目の検証は、条文の妥当性、アクション・プランの進捗、条例に係る運用の状況の3つの観点から、詳細な検証を実施しました。

条例が制定されてまもなくの検証であり、条文の規定に曖昧性や難解性はないか、アクション・プランに掲げて取り組むべき項目に漏れがないか等、「短期的な運用」を背景とした検証となりました。

検証の結果、条文を一部改正するとともに、アクション・プランに掲げる項目を追加・修正しました。

### (3) 平成28年度の検証（第2回目）

第2回目の検証は、条例が制定されて7年が経過し、条例についての周知はもとより、条例の理念に基づく諸制度が順次整備されつつある時期であり、「中期的な運用」を背景とした検証となりました。

検証の結果、条文については妥当と判断し、改正は行いませんでした。アクション・プランに掲げた項目については、取組が終了したものがある一方、次期アクション・プランに追加すべきものや取組の変更を検討するものを掲げ、次の検証までに、条例の趣旨にのっとった制度等の整備に一定の目途をつけていくことを最優先課題としました。

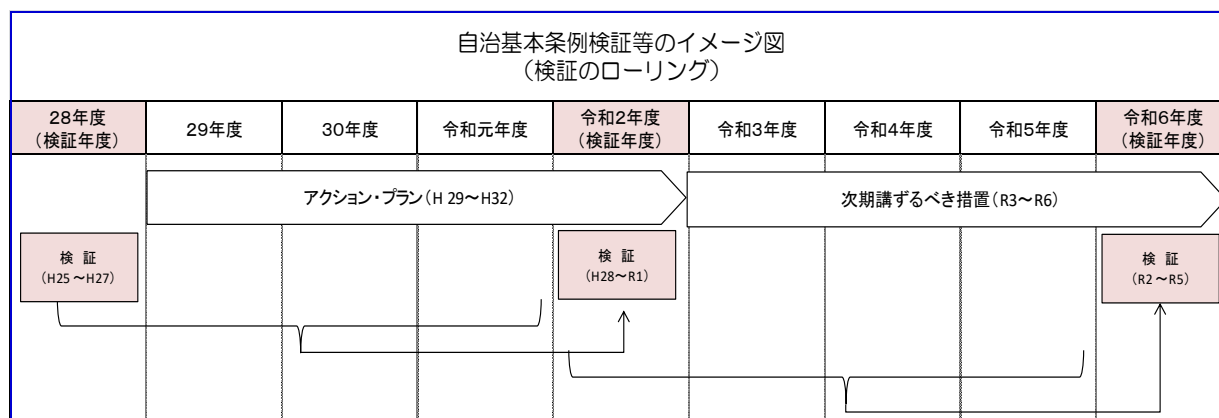
## 3 令和2年度に実施する検証等の手続に関する基本的な考え方

これまでに2に掲げたとおり2度の検証を実施し、茅ヶ崎市における自治を推進するための取組の一環として、アクション・プラン（行動計画）を策定し、条例の趣旨にのっとった制度等の計画的な整備を進めてきました。

その成果として、「情報の公表及び提供のあり方についての要綱の見直し」や「市民参加条例の制定」など、これまでアクション・プランに掲げた39項目が完了又は完了見込みとなり、自治を推進するために必要な制度等の整備や改善にも一定の目途がたち、安定した運用が図られる時期に入りました。

そこで、第3回目の検証では、これまで実施してきた手続を踏襲しつつ、条例の定着と推進に着目し、次のとおり実施することとします。また、検証の過程において新たに必要となった制度等の整備等に係る取組手法についても併せて検討することとします。

なお、今回検証の対象となる年度は、平成28年度から令和元年度までとし、検証年度に当たる令和2年度の取組状況については、令和6年度の検証でその評価を受けることとします。



## (1) 検証の方法

条例の検証に当たっては、条例に規定する制度等を担当する課かいが内部検証を行い、その内容について、市民参加の手法により市民の意見をいただきます。

また、客観的な視点を取り入れるため、学識経験者からの意見聴取、議会への報告を行いながら進めていくこととします。

### ア 内部検証（条例第30条第1項関係）

この条例の多くの規定が、市政運営における市の行動規範を定めたものであることから、市内部のセルフチェックとして、「これまでの主な取組と評価」、「市民の意見や要望等」、「自治の推進に必要な継続的取組」の3つの視点に基づき、確認作業を行います。

茅ヶ崎市における自治を推進するための市政運営に関する制度など、条文に規定している関連諸制度を条例の趣旨にのっとり実施しているか、この条例に基づく取組を確実に進めているか、新たに検討が必要な規定があるか等を精査します。

（【別紙】検証シート（案）を使用します。）

### イ 市民の意見（条例第30条第3項関係）

条例第30条第3項では、市が検証した内容及びこれに基づき講じようとする措置（条例の改正や制度、取組の変更など）について、これを公表し、市民の意見を聴かなければならないことを定めています。

また、条例第16条及び茅ヶ崎市市民参加条例第7条の趣旨を踏まえ、パブリックコメント手続、意見交換会等、複数の方法により市民参加を実施するとともに、この条例の推進のための議論のきっかけとしていきます。

### ウ 学識経験者の意見（条例第30条第2項関係）

条例第30条第2項では、条例の検証に専門的かつ客観的な視点を取り入れるため、市が条例の検証をする際に、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないことを定めていることから、学識経験者から意見を聴取することとします。

なお、人選に当たっては、平成28年度の検証と同様、地方自治、行政法等を専門とする学識経験者としてします。

### エ 議会への情報の提供及び報告（条例第30条第4項関係）

条例第30条第4項では、市長は、検証した内容及びこれに基づき講じようとする措置並びに第3項の規定により市民に聴いた意見を、議会へ報告しなければならないことを定めていることから、適時、適切に報告します。

## (2) 庁内の検討体制

茅ヶ崎市自治基本条例推進会議設置要綱（平成22年6月1日施行）に基づき設置された茅ヶ崎市自治基本条例推進会議（全ての部局長で構成する庁内組織）及び主管課長会議（この条例に規定する制度等又は新たに規定すべき事項を担当する課の長等で構成する庁内組織）において、内部検証の妥当性や意見交換会や市民アンケート等による条例に対する市民の考え方、

学識経験者の意見、社会状況や市民意識の変化を踏まえ、内部検証の総括を行い、検証報告書等の策定に向けた検討を行います。

(3) 情報の公表

条例の検証等の内容やプロセスなどを広く市民に周知することは、この条例に対する理解をより一層深めることとなるとともに、今後の議論のきっかけとして重要なことから、市ホームページや広報紙その他の方法により適宜、適切に情報を公表します。

また、検証報告書等の作成に当たっては、より多くの市民がこの条例に対し、関心が持てるよう、分かりやすく簡潔に記載します。

(4) 令和2年度に実施する検証等のスケジュール

令和2年度に実施する検証等のスケジュールは、次のとおりです。

